

朝露わけて

里の子が、

近き外山ごやまの

木隠きかくれに、

さゝ栗拾ふ

聲すなり、

茸まらこもありと

叫まがびつゝ。

* * * * *

浦和の磯に

打むれて、

あさり蛤

拾ふ子は、

日の暮れ行くも

しら波の、

歸るを忘れ

遊ぶなり。

* * * * *

夕日照りそう

岡のへに、

落葉かく子の

一むれは、

おのが家路に

吹く風の、

ちりくゝにこそ

急ぐなれ。

雪

全

人

まだ來ぬ春を

忍べどや、

しのぶが岡の

雪のあさ、

咲く事しらぬ

常盤木も、

匂はぬ枝なき

ひとつの花。

春 山

全 人

はのくゝと明け行く今朝の中空に

姿ふりせぬ雪の不二の嶺



説 林

兒童の道徳的訓練 (一)

兒童の義務の意識は其初め兩親の權勢の下に生活する經驗より生ずるものにて其惡事をなすを嫌ふは罰をおそるゝ利己的感情より來るものなり生後僅かに五六ヶ

月位の兒童を叱咤して其泣をどゞめんとするもこれを沈黙せしむること能はずして却て益々泣かしむるに至るは尙未だ道德的感情を有せざるの證なり然れども漸次生長して其の將に爲さんとする事に注意を與へ或は爲したる事に就きて叱責するための父母の音聲容貌等の標徴の意味を了解するときは漸く善惡の區別をなし得るに至る罰の恐怖によりて父母に服従し始めたるときは則ち道德的感情を所有し始めたるときにして若し賞讃されんが爲め若しくは父母を喜ばしめんがために従順なるに至れば更に一步を進めて道德的感情を所有したるなり

兒童三四歳に至れば道德上許されたるもの禁せられたるもの爲すべきもの爲すべからざるもの等につき明瞭なる觀念を有するに至る而して其道德的法則は父母殊に母の上に存し母の禁せるところのものは惡にして其

許せるところのものは善なるなり一般に云はゞ認許と禁止とは善と惡との區別の標準なれば新らしき場合に接するときはその行爲は屢々變ず家庭に於て禁せられたるものも他家にゆきて許されてあればこれを行ふてあやしまず再び家庭に於て禁せられて又これを行ふを謹しむに至る實に兒童の道德は長き時日と大なる勤勞と忍耐とを以て買ふものにしてしかも種々の境遇によりて屢々破壊し去らるゝなり

最初は罰の恐怖によりて従順なれども同情の働くに至れば更に一步を進め悪行は父母の心を痛ましむることを知りてこれをなすを避け父母の喜ぶがために善行を爲す或る三歳位の女兒が小さく輕き荷物を持ちて母の前に立ち三四歩行きては後を顧みて母の笑顔を見んとせりといふ此女兒は自分に取りては大きく重き荷物を不平も云はず落しもせずを持ち行くは大なる功と感じ

只母を喜ばしめんがために其勞を惜まざりしならん斯くの如きは受働的從順即ち罰の恐怖よりなし得らるゝものにはあらざるなり斯くして父母に對する尊敬愛情におのづから其父母が代表し且つ執行する道德上の法則其物を尊敬愛慕するに至るなり然れども尙未だ其の道德的感情は純正ならずして只自己が敬愛するところの人が喜ぶところを盲目的に尊敬するに過ぎざるなり

兒童が他兒との交際に於て他の行爲が自己に影響を及ぼすことを知るときは更に一步を進めて道德上の法則を理解するに至る他兒が自己の玩具を奪へばこれが爲めに苦痛を感じ憤怒を起すことを經驗し又他兒が自己に親切にして玩具なせ分ち與へなば自己の幸福を増し感謝の念の生ずることを經驗す斯くして漸次に他人の行爲が自己の幸福に關係あるを知りて善惡の區別明瞭と

なり最早容易に命令に盲從せざるのみならず他人の行爲を見て善なり惡なりと批判するに至るべし然れども其批判は他人の行爲によりて喚起されたる自己の感情に従ふるものなれば純正なるものにあらず

經驗廣まり反省の力増すに従ふて兒童は行爲の影響は自他相互なるを知るに至り自己に關係なき被害者に對して同情を表し加害者を怒るに至る更に進めば自己の爲したる悪行を憎むに至る同情によりて被害者の位置に自己を置き自ら責め自ら咎むるの感を起すべし道德の進歩此段階に至れば兒童は自己と道德上の法則とを統一し單に外部の權力命令の爲め或は自利の爲めに善事を爲さるべく此自愛的ならざる感情は自ら咎め自ら悔ゆる苦痛と結合すべし此苦痛は直接正確にして且つ不變の道德的制裁たり